

# 再エネ大量導入への課題

気候危機打開に向け、再生可能エネルギー（再エネ）の大量導入は喫緊の課題です。その一方で、再エネの固定価格買取（FIT）制度の創設（2012年7月）以降、地域外の外資やファンドなどが、もうけ本位で地元合意のない大規模開発を伴う事業を進める事例も多く、各地で問題になっています。

太陽光発電事業を目的とした林地開発許可件数は12年度の32件から14年度は255件に急増し、その後も同規模で推移しています。開発面積も12年度の約200畝から15年度は2000畝以上と急増、19年度は3000畝まで増えています。

（林野庁調査）

7月に静岡県熱海市で発生した土石流は不適切な盛り土が原因の可能性がありますが、違う尾根に設置されたメガソーラーが目を引きました。大規模な再エネ設備が付近にある地域で安全性への懸念が強まっています。

環境省は先の通常国会



## 地域荒らす開発には規制が必要

で成立した改正地球温暖化対策推進法（再エネの導入促進区域を定める等）施行に向け、「ネガティブゾーニング」（不適地を外す等）の検討を表明しました。日本共産党の田村貴昭衆院議員、山下芳生参院議員が同法案を審議した衆参の環境委員会で、「自然環境、生活環境の保全エリア指定が必要」と小泉進次郎環境相に求めています。

経済産業省の調査では、全国で134自治体が再エネ条例を制定し、そのうち66件は再エネ設備設置に関し抑制区域や禁止区域を規定しています。（20年度）

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業は環境影響評価（アセスメント）手続きが義務付けられています。しかし、事業を分割して制度の対象規模以下とし、アセスメントを逃れる事業者もいます。

日本共産党の岩淵友参院議員が決算委員会（5

月）で、宮城県丸森町に計画されているメガソーラー事業のアセスメント逃れの事態を示し、梶山弘志経産相は検討を約束。その後、丸森の事業はアセスメント対象とされ、「発電所の一連性」の判断基準も強化することになりました。

このように各地の取り組み、地方議会、国会論戦などで、少しずつ必要な規制の強化が進められています。他方、6月に閣議決定された規制改革実行計画には、風力発電のアセスメント対象を1万キロワット以上から5万キロワット以上に引き上げること、森林等における立地制約の解消などの規制緩和が盛り込まれています。

ドイツでは、太陽光発電の建設には各州の法律で許可が必要とされ、国土整備・都市計画法と再エネ法の2本立てで、総合・統括的な規制が行われています。

再エネは本来、その地域固有の資源であり、地域住民の利益につながるべきものです。再エネ大量導入にふさわしい規制の整備、FIT法での地元合意の義務付け、環境アセスメント法や安全面が担保できる森林法の改正など関係法令の改善、強化が必要です。

安部由美子（あべ・ゆみこ）日本共産党国会議員団事務局

